

# 玉名市小規模工事等契約事業者登録申請の手引き

## 1 小規模工事等契約事業者登録制度について

- (1) この制度は、玉名市内で建設業を営む方で、入札参加資格審査は受けていなくても小額で内容が軽易な工事等の受注・施工を希望する方を登録し、市が発注する小規模な建設工事や修繕において積極的に業者選定の対象とすることにより、市内業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化に寄与することを目的としています。
- (2) 小規模工事等の範囲は次の各号の全てに該当するものです。
  - ① 市が発注する小規模な建設工事や修繕
  - ② その内容が軽易で、かつ履行の確保が容易なもの
  - ③ 緊急を要し、又は突発的でないもの
  - ④ 1件の工事金額が30万円未満であるもの
- (3) 契約者の決定は、原則として複数の業者での見積合わせにより、最低価格を提示した方と契約することになります。

また、見積合わせに指名されても、都合により辞退することができます。  
ただし、必ず発注課まで辞退届を提出してください。
- (4) 施工は、玉名市財務規則、その他関係法令や規則に基づき信義に従い誠実に履行しなければなりません。

なお、いわゆる丸投げ等の一括下請けは禁止されていますので、必ず自ら施工できる範囲の業種(最大3業種)で登録してください。そして、現場の施工管理は、必ず代表者又は直接かつ恒常的に雇用されている代理人が行ってください。

## 2 登録の対象

- (1) 登録できる者  
玉名市内に主たる営業所又は住所を置いて建設業を営んでいる者  
建設業の許可の有無や経営形態、従業員数等は問いません。
- (2) 登録できない場合  
次の各号のいずれかに該当する場合は、登録することはできません。
  - ① 玉名市内に主たる事業所を置かない者
  - ② 契約を締結する能力を有しない者
  - ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ④ 玉名市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者
  - ⑤ 希望業種に係る契約を履行するために必要な資格、免許等を有しない者  
※ 例：電気工事、管工事、消防施設工事
  - ⑥ 市税等を滞納している者
  - ⑦ 公共工事の契約の相手方として不相当と認められる者

### 3 登録申請の方法

登録を希望する方は、小規模工事等契約事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して提出してください。

- (1) 市税等に滞納のない証明書
- (2) 事業所等の所在が確認できる書類
  - ・ 法人の場合は、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書で可）
  - ・ 個人の場合は、住民票の写し
- (3) 希望する業種を施工するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し

### 4 登録の受付

登録受付期間は令和3年3月1日（月）から令和3年3月26日（水）まで、登録の有効期間は2年間（令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）です。

なお、受付期間が経過した後も登録は随時受け付けます。ただし、有効期間は当初の期間内の残りの期間となります。また、随時登録申請時の名簿登載時期は申請月の翌月からになります。

その後は、2年ごとに申請を受け付けます。

登録申請の受付は、市契約検査課 契約検査係（市庁舎3階）で行います。

### 5 名簿の活用及び公表

小規模工事等契約事業者登録名簿は庁内に公開し、小規模工事等の業者選定に活用されます。

また、契約制度の透明性確保のために、閲覧、市ホームページ等にて一般にも公開します。あらかじめご了承ください。

**ただし、この名簿に登載されても契約を約束するものではありません。**

なお、登録後に市税を滞納していることが明らかとなった場合は、完納までの期間は指名の対象外となります。

### 6 登録事項の変更等

登録名簿に登載された後で、登録事項に変更があった時は小規模工事等契約事業者登録変更届（様式第2号）を、事業を中止、又は廃止した時は小規模工事等契約事業者登録中止（廃止）届（様式第3号）を速やかに提出してください。

## 7 登録の取り消し

登録名簿に登載されている者が、次のいずれかに該当した場合は、登録を取り消します。

- (1) 2の(2)（登録できない場合）に該当することとなった場合
- (2) 倒産または破産した場合
- (3) 契約に関して談合等の独占禁止法、その他関係法令に違反する行為を行うなど不正または不誠実な行為があった場合

## 8 契約の締結

契約を締結することになった場合は、発注課の指示に従って必ず書面（契約書又は請書）により契約してください。なお、契約保証金は原則として免除します。

なお、契約締結後（発注後）の辞退はできませんのでご注意ください。もし、辞退があった場合、7の(3)（不誠実な行為）に該当するものとして登録を取り消すこともあります。

## 9 請負代金の支払

工事等の完了後の検査（手直しがあつた場合はその完了後の検査）に合格した後に所定の代金請求に基づき支払います。

支払いは、正当な請求を受けた日から30日以内です。なお、前払金や部分払金はありません。

### 問合せ・登録受付先

〒865-8501 玉名市岩崎163

玉名市 企画経営部 契約検査課 契約検査係

TEL 0968-75-1125

FAX 0968-74-1201